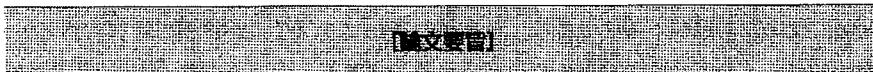


金田章裕

- ①額田寺伽藍並条里図への視角
- ②条里プランの成立と表現
- ③伽藍・屋敷・川・池・墓
- ④土地利用と寺領経営
- ⑤空間の表現と実態



額田寺伽藍並条里図には、年紀等の記載部分が欠損している。しかし、①同図の条里プランの表現法と宝亀3年校田図等を基図とした大和、国添下郡京北班田図の表現との類似性、②図中に標記された人物の生存時期、③押捺された「大和国印」の使用開始時期、④8世紀における大和国の土地表記法の変遷、などから、同図が宝亀3年の校田の過程において、寺領を条里プランに基いて確定・表現したものと推定される。

同図の表現もまた、この性格を反映しているとみられる。寺院敷地面積を条里プランに従って明記し、「寺岡」の境界も明示している。寺岡と他の地目・所有地との境界部分では、条里プランの坊ごとに寺岡の面積を標記し、境界の石柱・墓・屋敷等を表現している。寺岡の、ほか、原・林・畠・家・水面・堤・墓・法花寺庄などが彩色され、各種の田、公野が無彩色である。前者は本来不輸租地、後者は本来輸租地ないし国家管理下の土地であったか、そうあり得た土地に關わる区別であろう。寺田には小字地名的名称が付された部分とそうでない部分があり、前者が輸租地の寺田、後者が不輸租の寺田であったとみられる可能性が高い。

同図が対象としている額田部丘陵付近では平群郡東部と西部の条里プランが齟齬をきたしており、また現在の額安寺西方部分では東に傾いた条里地割が存在していたとみられる。同図は、このように相互に齟齬をきたした三つの条里地割を齊一な条里プランとして表現している。額田寺の伽藍や主要施設も、必ずしも寺院敷地面積や条里プランの表現と完全には一致した形で描かれてはおらず、景観認識・表現の文脈と条里プランによる土地標記の文脈の併存状況を反映している。

同図は、その成立過程、作成目的、景観認識・表現のそれぞれの文脈を、強く反映した表現内容を有しているとみられる。